

○ふじみ野市建設業者等資格審査会運営要綱

平成17年10月1日

訓令第47号

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふじみ野市建設工事等入札参加資格に関する規則（平成17年ふじみ野市規則第61号。以下「規則」という。）第20条の規定に基づき、ふじみ野市建設業者等資格審査会（以下「審査会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（平24訓令65・一部改正）

(所管事項)

第2条 審査会は、規則第16条の目的を達成するため、入札参加資格審査申請者について、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号）及び経営事項審査の事務取扱いについて（平成20年1月31日付け国総建第269号国土交通省総合政策局建設業課長通知）に基づき審査し、規則第8条に規定する格付を行うものとする。

（平28訓令8・全改）

(組織)

第3条 規則第17条第3項に規定する委員の構成員数は、7人以内とし、次に掲げる職にある者をもってこれに充てる。

- (1) 総合政策部長
- (2) 総務部長
- (3) 都市政策部長
- (4) 教育委員会教育部長
- (5) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認めた者

（平21訓令23・平24訓令65・平25訓令2・平28訓令8・一部改正）

(委員の任期)

第4条 前条の委員の任期は、その職の在任期間とする。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会の会議は、西暦の偶数年度の年度末に開くほか、必要に応じて臨時に開くことができる。

3 審査会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（平28訓令8・一部改正）

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

附 則

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成21年訓令第23号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年訓令第65号）

この訓令は、平成24年10月23日から施行する。

附 則（平成25年訓令第2号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年訓令第8号）

この訓令は、平成28年2月23日から施行する。